

第4章 施工

1, 施工一般

- ① 排水設備の施工にあたっては、設計図書に従い正確、丁寧に、かつ良心的に行うこと。
- ② 排水設備工事に伴う産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処理すること。残土についても適正に処理すること。
- ③ 排水設備工事に伴う工事車両の通行及び駐車は、周辺の迷惑にならないよう注意し、工事に伴う道路通行止めが生じる場合等は、関係機関への事前協議及び申請を行い進めること。
- ④ 町下水道課への排水設備計画確認申請を行い、排水設備計画確認通知を受領した後に施工すること。

2, 排水管の施工

(1) 掘削工

- ① 掘削は、やり方を用いて所定の深さに不陸のないように直線状にていねいに掘削する。
- ② 掘削幅は、管径及び掘削深さに応じたものとし、その最小幅は30cmとする。
- ③ 掘削箇所の土質、深さ及び作業現場状況により、必要に応じて山留めを施す。
- ④ 掘削底面は、掘り過ぎ、こね返しがないようにし、管のこう配に合わせて仕上げる。
- ⑤ 掘削に際し、水道管・ガス管等の地下埋設物が出てきた場合は、損傷しないように留意し、場合によっては保護する。施工上支障となるときは、管理者及び専門業者等と協議を行い対処する。

(2) 基礎工

- ① 塩化ビニル管を用いる場合は、砂基礎を原則とし、厚さ5cm以上とする。
- ② 地盤が軟弱な場合は、砂、切込砕石、栗石等で置き換え、不等沈下を防ぐ措置をとる。

(3) 排水管敷設工

- ① 排水管はやり方に合わせて受口を上流に向け、管の中心線、こう配を正確に保ち下流から上流に向かって敷設する。
- ② 管受口内面及び差口外面をきれいに拭い、受口内面、差口外面の順で接着剤をはけで薄く均等に塗布する。接着剤塗布後は、速やかに差口を受口に挿入する。挿入方法は、呼び径150以下は挿入機又はてこ棒、呼び径200以上は挿入機を用いる。

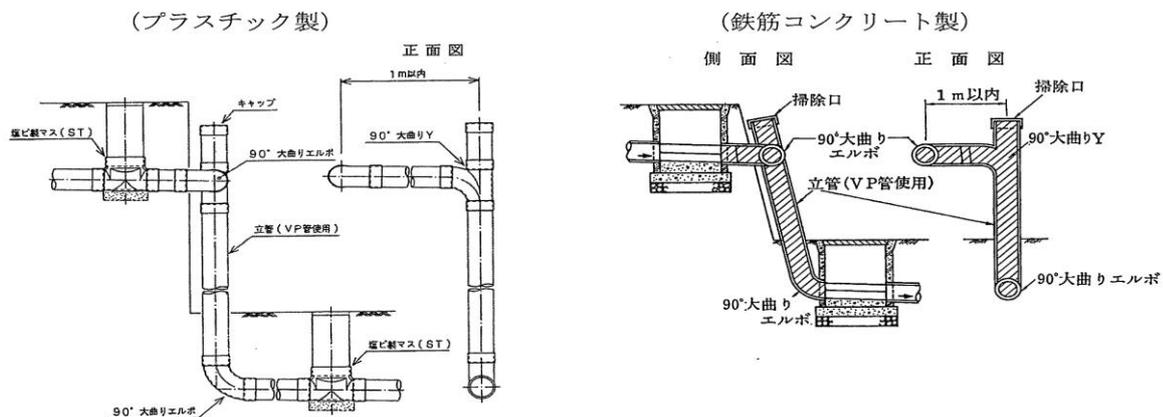
(4) 埋め戻し工

- ① 埋め戻しは、接続部の硬化をまって良質土で管の両側を均等に突き固めながら入念に埋め戻す。
- ② 埋め戻しは管路の区間ごとに行い、管の移動のないように注意する。
- ③ 管布設時に用いた仮固定材は順次とりのぞく。

(5) 防護工

- ① やむを得ず露出配管とする場合は、露出部分の凍結、損傷を防ぐため適当な材料で防護する。
また、管は水撃作用又は外圧による振動、変位等を防止するため、支持金具を用いて堅固に固定する。(図10)

図10 露出管の例



- ② 車両等の通行がある箇所では、必要に応じて耐圧管又はさや管等を用いる適切な措置を講じる。
- ③ 建築物を損傷し又はその構造を弱めるような施工をしてはならない。また、敷地内の樹木、工作物等の保全に十分注意する。

3. ますの施工

(1) 掘削工

掘削は、必要な余裕幅をとる。

(2) 基礎工

コンクリート製のますは、直接荷重が加わるため、沈下を起こすおそれがあるので、砕石又は砂を敷き均し、十分突き固めて厚さ5cm程度に仕上げた基礎とする。既製の底塊を使用しない場合は、さらに厚さ5cm程度のコンクリートを施す。また、プラスチック製等ますの基礎については5cm程度の砂基礎を施す。

(3) 管の接続

- ① プラスチック製ますの設置については、水平、垂直を確認し、接合部に接着剤又はシーリング剤を十分施し水密性を確保する。
- ② ますに水道管、ガス管等を巻き込んで施工してはならない。
- ③ 車両等の荷重がかかる箇所では強固な構造とする。

4、浄化槽の処置

(1) 廃止

- ① 浄化槽は、し尿を完全にくみ取り、清掃、消毒をしたのち原則撤去しなければならない。撤去できない場合は、各槽の底部に10cm以上の孔を数箇所あけるか又は破壊し、良質土で埋め戻して沈下しないよう十分に突き固める。
- ② 浄化槽を残したまま、その上部等へ排水管を敷設する場合は、槽の一部を壊す等して、排水管と槽との距離を十分とり、排水管が沈下しないようにする。
- ③ 浄化槽汚泥等については、くみとり業者へ最終くみとりを依頼し適正に処理しなければならない。(問い合わせ：斑鳩町環境対策課) また、浄化槽法第11条の2により、浄化槽の使用を廃止したときは、30日以内に廃止届を提出しなければならない。(問い合わせ：奈良県景観・環境総合センター、奈良県環境保全協会)。

(2) 雨水貯留施設への転用

- ① 屋外排水設備の再利用が可能な場合は、その使用範囲を明確にし、雨水のみの系統とする。また、浄化槽への流入・流出管で不要なものは撤去し、それぞれの管口を閉そくする。なお、再使用する排水管の清掃等は浄化槽と同時に行う。
- ② 浄化槽内部の仕切り板は底部に孔をあけ槽内の流入雨水の流通をよくし、腐敗等を防止する。
- ③ 既存の揚水ポンプを使用する場合は、雨水排水ポンプとして機能するかどうか点検したうえで使用する。
- ④ 浄化槽本体が強化プラスチック製等の場合は、地下水位等により槽本体が浮上することがあるので、利用にあたっては注意する。

また、維持管理については、貯留雨水の利用法に合った方法を選択する必要がある。